

# I 学校での食物アレルギー対応の流れ

## 1 実態把握及び取組プランの作成

① 「食物アレルギーに関する調査表」で食物アレルギー疾患を持つ児童生徒を把握する。

◇「食物アレルギーに関する調査表」(様式1, P14)を活用し、調査を行う。  
・小学校新入生は、就学時健康診断で調査表を回収する。  
・在校生分は毎年1月上旬までに回収する。

② 保護者に「食物アレルギー対応調査表」「学校生活管理指導表」を配付する。

◇様式1の質問8で学校での対応を希望すると回答した保護者に対して「学校生活管理指導表」(様式2, P15・16), 「主治医依頼文書」(様式2-1, P17)及び「食物アレルギー対応調査表」(様式3, P18・19)を配付し、提出を依頼する。

③ 提出した保護者と個別面談を行い、上記①②の内容を確認する。

◇面談は校長、養護教諭、栄養士が行う。「保護者面談確認表」(様式4, P20)をもとに確認、協議する。校長の判断により、必要に応じて他の職員が加わる。

④ 「食物アレルギー個別支援プラン」を作成する。

◇「食物アレルギー個別支援プラン」(様式5, P21)は、養護教諭と栄養士が作成する。

⑤ 「食物アレルギー対応委員会」で、支援プランを検討し、支援プランを決定する。

◇「食物アレルギー対応委員会」は校長、共同調理場長、養護教諭、栄養士、学級担任(学年主任)で構成する。

必要に応じて  
具体的な内容の調整を行う。

⑥ 保護者と個別面談を行う。

◇学校での対応及び保護者への協力依頼等を面談を通じて行い、学校と保護者が共通理解する。保護者に内容を確認してもらい、支援プラン(様式5)に押印してもらう。支援プランは毎年3月上旬までに共同調理場へ送付する。

⑦ ⑤で決定した取組プランを全ての教職員に周知徹底する。

※薬(エピペン、他)の保管場所を職員で共通確認する。

⑧ 対応を開始する。

◇養護教諭や栄養士は該当児童生徒への個別指導を併せて開始する。

⑨ 評価・見直しを行う。

◇「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応状況の評価・見直しを行う。また、必要に応じてマニュアルを改善する。